

東京都総合環境アセスメント試行審査会

(第4回)

平成11年12月22日(水)

杉並区立久我山会館(2階)第1・2集会室

小島課長 それでは、永井委員につきましては、あと10分ぐらいで到着ということのようですけれども、定刻も5分ほど過ぎておりますので、ご審議のほどをお願いしたいと思います。決め事などにつきましては、永井委員がご出席された後に決めるという形で進めていただけたらどうかと思います。

本日、傍聴の申し出がございますので、会長の方にその件につきましてもよろしくをお願いしたいと思います。

それではお願いします。

清水会長 今お聞きのような次第でございますが、とりあえず始めたいと思います。会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、傍聴人の数を会場の都合から15名としたいと思います。では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

清水会長 それでは、ただいまから第4回東京都総合環境アセスメント試行審査会を開催いたします。

本日は、会議次第でございますように、報告を2件受けることにいたします。

それでは、初めに、 の「試行対象計画の決定」について事務局から説明してください。

長谷川部長 環境影響評価担当部長の長谷川でございます。委員の先生方におかれましては、年末のお忙しい中、当審査会にご出席いただきましてありがとうございます。

先生方には、試行審査会ができて、ほぼ1年を経過しているわけで、その間試行の対象がなかなか決まらなくていろいろご迷惑等をおかけいたしました。この件につきまして、ことしの10月末の政策会議石原知事がご出席の会議の中で、総合環境アセスメントの試行対象としまして、区部と多摩部を結ぶ幹線

道路、いわゆる甲州街道のバイパス的な機能を果たします放射第5号線・三鷹3・2・2号線、この道路につきまして、まだ未開通の部分で交通流のボトルネックになっており、早急に整備する必要がある、また、都市計画範囲内に玉川上水という、東京都の自然保護条例に基づく「歴史環境保全地域」を含んでいる。こういう交通上のボトルネックの解消の重要性と、環境保全上の特殊性、この2点から総合アセスの試行対象として、放射5号線・三鷹3・2・2号線が最適という形で決定いたしました。

現在、都市計画局と建設局が事務局となりまして、この決定を受けまして、環境配慮書をつくるための作業にかかっております。環境配慮書の作成までにはもう少し時間がかかるとは思いますけれども、来年度の春ごろから、いよいよ具体的な試行にかかる手続を開始したいというふうに思っています。

委員の先生方におかれましては、今後ますますいろいろご迷惑をおかけすると思っておりますけれども、試行がうまくいきまして、これが制度化に結びつきますように、よろしくご配慮方をお願いいたします。

それでは、具体的な話に関しては小島の方からご説明させていただきたいと思っております。

清水会長 どうもありがとうございました。

それでは、小島課長からご説明をお願いします。

小島課長 それでは、お手元に配付させていただいております資料1をご覧くださいと思います。

資料1「『総合環境アセスメント制度』の試行を都市計画道路『放射第5号線・三鷹3・2・2号線』で行います」というふうに題をつけさせていただいております。これにつきましては、先月、11月5日になりますけれども、決定いたしましたしてプレス発表をしたときの資料を今回の資料1として付けてございます。これにつきましては、既に委員の皆様方にはお送りさせていただいておりますので、ご覧いただけたと思います。

今、部長の方から概略についてはもう既にお話をさせていただいておりますけれども、スケジュールの中で、昨年の秋からこの試行の体制の準備が整ったわけですが、対象事業をどこで行うかということで、庁内で検討した結果がこういうふうになったということで、その理由等につきましては先ほどお話のとおりでございます。具体的にはまた後ほど、この道路の概要、それから真ん中に玉川上水をはさんでおりますので、その玉川上水のご説明等を具体的にさせていただきたいと思っておりますけれども、そういうことで、個別計画につきましては「放射5号線・三鷹3・2・2号線」で行うというふうに決定をいた

したところでございます。

あと予定では、この個別計画に加えて広域開発計画、これを本格実施までに試行するというふうに予定をしておりますけれども、こちらの方につきましては、実は前回のときにもお話をさせていただいておりますけれども、この秋留台の今ある計画を今の社会経済情勢に沿った形で見直しをして、それに対して試行を行うというふうになっております。なかなかその見直しが現在進んでいないという現状がございますが、なるべく早く試行に入れるよう、私どももいろいろ準備を進めているところでございます。

総合環境アセスメント制度というのが、計画段階にあるということ。それからあともう一つ、広域的な計画における複合的な、あるいは累積的な環境影響も事前に評価をしようという制度でございますので、こちらの広域開発計画の方につきましても準備を進めていきたいというふうに考えておりますが、今それについては、これからの課題というふうになっております。

今、部長の方からも話がございましたので、非常に簡単でございますけれども、この決定につきましては以上の説明とさせていただきます。

清水会長 続きまして、内容について石橋副参事の方からお願いいたします。

石橋副参事 それでは、私、石橋の方から放射5号線の概要につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。座ってご説明をさせていただきます。

お手元の資料1の裏側になりますけれども、別紙1というのをご覧いただきたいと思っております。今回、試行を予定しております放射5号線、それから三鷹3・2・2号線の大きな道路計画の中での位置づけみたいなものをまずご説明させていただきます。

今回の試行区間が別紙1でいきますと、ちょうど真ん中辺に太い点斜線で書いてございます。これが試行区間という形になります。この試行区間も含めた道路でございますけれども、東京の区部と多摩地域を結びます、いわゆる放射5号線と東八道路東京と八王子を結びます東八道路は、区部と多摩地域を結ぶ重要な幹線道路でございます。今回の試行対象区間はこれの一部区間になってございます。その図面の中で、その位置づけをちょっとご覧いただきたいと思うのですが、図面の下の方に京王線が左側から右側の方に東西に走っております。その上に、京王線のちょうど上になりますけれども甲州街道がございます。右側が新宿都心側、左側が八王子側になっております。

先ほど申し上げました放射5号線と東八道路につきましては、甲州街道と環状8号線ちょうど真ん中辺で南北で走っておりますのが環状8号線でございますけれども、この環状8号線よりも甲州街道の新宿側のところで分岐をいたし

まして、上の方にいきますのが放射5号線でございます。ずっと上の方に行きまして、基本的には首都高速道路4号線と中央道、これと分岐するような形でずっと上の方へ行きまして、環8を過ぎまして、その左側の219と書いてございますけれども、この219のところでは中央道は左側の方に、要するに西側の方にいきます。ここで分岐をいたしまして上の方に行きますのが放射5号線でございます。この放射5号線の続きの部分が東八道路という形になります。東八道路につきましては、この先ずっと府中、それから日野、八王子を經由いたしまして、八王子の圏央道のインターのところまで計画がなされておりました、全長で約35キロぐらいの延長になっております。ですから、今回の試行区間はいわゆる放射5号線、東八道路という広域的なネットワークの中での一部区間というふうにお考えいただければよろしいかというように考えております。

具体的な試行区間の内容のご説明でございますけれども、参考資料の1をご覧くださいと思います。今回の試行区間をもう少し大きく書いた図面がそちらにございます。ちょうど試行区間がその図面の真ん中になります。放射5号線と三鷹3・2・2ということで延長が約1.8キロございます。このうち真ん中のところに牟礼橋というのがございますけれども、牟礼橋から左側の部分、これが杉並区の部分になります。

それから西側の部分でございますけれども、これが三鷹の部分になります。都市計画道路の名称でいきますと杉並区間が放射第5号線、それから三鷹市の区間に入りますと三鷹3・2・2号線という形になっております。

現在の都市計画の状況でございますけれども、この区間の都市計画につきましては、現在の計画に都市計画の決定がなされましたのは、その上に書いてございますけれども、昭和41年の7月に現在の計画の形で放射5号線、それから三鷹3・2・2号線の都市計画決定がなされております。

それから放射5号線の真ん中辺をご覧くださいと思います。青色で書いてございますけれども、ちょうど50メートルの計画幅員になっておりました、その真ん中の部分に玉川上水が流れております。この玉川上水につきましては、後ほど詳しいご説明をさせていただきますが、放射5号線の左側のところで三鷹3・2・2と分かれまして、基本的には小平監視所等を経由しまして、羽村取水所の方につながっていくというような形になっております。

それから東側のところにつきましては、そこに浅間橋と書いてございますけれども、この浅間橋から先のところについてはもう既に暗渠になっておりました、基本的にはその上に道路が走っているような形になっております。その先につきましては、一部開渠のところもございますけれども、四谷の大木戸までつながっているというような形になっております。

それから三鷹3・2・2の方でございますけれども、先ほど放射5号線につ

いては50メートルの幅員で計画決定されておりますけれども、三鷹3・2・2につきましては、標準幅員で30メートルの幅で計画決定をされております。

現在のこの道路の状況でございますけれども、今回の試行区間1.8キロの東側の区間、いわゆる浅間橋から環状8号線までの区間でございますけれども、ここにつきましては、片側1車プラス停車帯という形で既に共用開始をされております。

それから西側の区間でございますけれども、その図面で事業化予定区間約0.4キロというふうに書いてございますけれども、この区間につきましては、近く事業認可をとりまして事業化をする予定になっております。

それから事業化予定区間よりも先の西側の区間でございますけれども、三鷹、府中市にまたがる区間でございますけれども、これについては既に概ね4車線で共用開始がなされておりました。基本的には今回の試行区間だけが、この放射5号線、東八道路の中で未整備の状況にあるというふうにお考えいただきたいというふうに考えております。そういった意味でここが、広域的なネットワークの中でボトルネックの状況になっているというような状況でございます。以上でございます。

清水会長 ありがとうございます。小島課長の方から付け加えることはございますか。よろしいでしょうか。

小島課長 はい。

清水会長 それでは、ただいまの事務局側のご説明につきまして、何かご質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

雲野委員 西側も東側も既に一部共用されております。このボトルネックの部分なんですけれども、いわゆる都市計画決定されたのが随分昔なんです。それ以後、付近の住民の方の反対運動が既に起こっているというふうに聞き及んでいるのですが、その反対運動の質というか、ただ単に自分の住んでいるところを道路が通るから、排気ガスや騒音がうるさいというような質のものなのか、あるいは玉川上水の件もあるのですが、もっと大きな、環境に及ぼす影響による大きなシェアでの反対なのか、その辺はどういう反対が起こっているのでしょうか。

石橋副参事 今のお話でございますけれども、やはり地元の方から反対がございました。事業化の中でいろいろ問題がありましたのは、浅間橋から環状8

号線の区間、これは約1キロぐらいございます。ここにつきましては昭和59年に共用開始をされたわけでございますけれども、この道路の共用開始に当たっては、地元の方から、自動車交通量の増大とか、特にここでは「高井戸のオフランプ」と書いてございますけれども、これは中央道の上り方向のオフランプなんです、基本的にはこの道路の計画とランプの計画がある意味ではセットになっていたということもございまして、交通量の増大等による公害問題、こういう問題があるということでもかなり地元の方から反対運動がございました。昭和59年にこの浅間橋から環状8号線の1キロの共用開始をするときには、かなり強行開通をさせたという経緯がございます。ただ、今回の試行区間については、具体的に地元に入って行きまして、事業化をする、あるいはそういう説明、そういうことは今までまだしておりませんので、この区間について地元の方々から直接反対をされたという経過はございません。

雲野委員 はい、わかりました。

小島課長 私の方から玉川上水の概要につきまして、先に説明をさせていただきます。

それでは、その次のページに参考資料2というものがございますので、これをご覧くださいませでしょうか。今、玉川上水の話も出ましたので、こちらの概要についてご説明をさせていただきます。

玉川上水につきましては、この資料の水色で塗ってある部分ですが、ちょっと小さくて恐縮ですが、多摩川の上流の羽村取水所というところから新宿の大木戸というところまで総延長43キロの上水です。これにつきましては、この上の方にございますけれども、1654年(承応3年)ということで、江戸時代に江戸の飲料水を主に供給をするという目的で掘られた素掘りの水路ということです。現況はどうなっているかということ、その両側に樹林帯を有して、武蔵野台地にあって貴重な水と緑のつながりを形成しているというふうになっておりますけれども、先ほど話がございましたが、下の地図の浅間橋から新宿寄りの方につきましては、そのほとんどが暗渠化されておりますけれども、浅間橋から上流の部分につきましては、今、開渠で緑の帯を成しているという現状でございます。

玉川上水につきましては、以前はそういうことでずっと多摩川から水が流れて大木戸の方までいっていたのですけれども、これにつきましては、「玉川上水保全の経緯」というのが左にございますけれども、昭和40年に淀橋浄水場が廃止をされて、この結果、四角で囲ってあります「小平監視所」というところから、下にこの玉川上水の水が流れなくなりました。この水はどういうふう

いったかといいますと、その上の

方に、「東村山浄水場」というところにこの水が流されるようになって、小平監視所から下流につきましては流れが途絶えたというふうに、40年にこういう状況になりました。

その結果、ここの部分が荒れてきた。それから一部暗渠化されるというようなことも生じまして、玉川上水保全のための運動というのが、地域住民の方を中心に広がってきたということがございます。こうした中で東京都では、これが江戸の時代に素掘りの土木構築物として、43キロという長いものは非常に価値があるということで、文化財指定を目指そうということで決めると同時に、清流の復活をしたい。要するに、また水を流したいということ、東京都として方針の決定を昭和57年にしました。これを進めるために昭和58年に玉川上水保全協議会というものを市内につくりまして、これを進めるための活動をしてきたところです。こういった中で、57年の決定に基づいて昭和61年に清流復活事業というものが開始されまして、小平監視所から浅間橋まで、これは多摩川上流の下水の処理水を高度処理したものを、ここから下に流すというような形で清流を復活させております。こうしたことによって、また流れが復活したところでございますが、平成4年にはさらに玉川上水保全協議会史跡指定準備検討会ということで、内部の組織をつくってございます。

それとさらに、これは今年ですけれども、今年の3月に東京都の自然保護条例に基づく歴史環境保全地域というものに、玉川上水の主に開渠部を指定したというところでございます。歴史環境保全地域につきましては、この地域において開発行為等をする場合には、知事の許可を得るとか、そういったいろんな行為規制がかけられているというところでございます。現在、ここの玉川上水の部分につきましては、東京都と地域の区町村ないし住民の方と一緒にしながら、ここの保全を図るということでいろんな活動がされているという状況もございます。

概要につきましては以上でございます。

清水会長 ありがとうございます。

それでは、ただいままでのご説明につきましてご質問等がございましたら、どうぞお願いをいたします。

永井委員 そういたしますと、この道路ができますと、上水のところはまたさらにどういうふうな形になっていくのか図ではちょっとよくわからないのですけれども。

石橋副参事 先ほど申し上げましたけれども、今、都市計画が50メートルで、上水と競合というか、並行する区間については50メートルと決まっております。基本的には上水を挟むような形で、都市計画の線が両側に50メートル幅で決まっております。多少場所によってはセンターではないですけれども、基本的には真ん中の部分に上水がありまして、それを挟むような形で50メートルの都市計画の決定がなされている。三鷹区間につきましては上水がないということもございまして、30メートルの幅で都市計画が決まっているというような状況がございまして、玉川上水が大体平均幅が18メートルぐらい、現状の完了通路も含めてでございますけれども、後でければわかると思いますけれども、大体18メートルの幅があるというふうにご理解いただけたらと思います。

清水会長 挟んでという意味は上りと下りが分かれて。

石橋副参事 都市計画としては全体で50メートル道路という形で都市計画では決まっている形になります。

清水会長 川を計画道路の中に入れていたという意味ですか。

石橋副参事 現況は上水がありまして、それを抱き込むような形で道路計画は決まっている。

清水会長 そういうふうにつくるものなのですか。

石橋副参事 その当時いろんな経過がある中で、その線形に決めたのでしょいうけれども、上水のないところは30メートル幅で道路が決まっております。ですから、上水が大体20メートルぐらいありますので、基本的には上水のあるところは広めにとったし、ないところは30メートルで決めたという状況に今ございます。

永井委員 川を保護するために、プラス2メートルの間に樹木を植えたりする可能性はあるということですね。

石橋副参事 三鷹側と杉並区側は同じような形で整備すれば、同じような断面構成で整備すれば、そういうやり方もあるというふうにご考えられると思うんですけれども。

長谷川部長 具体的な形がどうなるかという話は、今、事務局の都市計画局と建設局の方でいろいろ考えておりますので。

磯部委員 都市計画決定が随分はるか昔の話で、歴史環境保全地域の指定は非常に新しいわけですね。この地域指定は同じように地図の上に平面的に指定されているわけですね。都市計画道路との関係とかいうことは特段の考慮はなく、その時点では何かあったんですか。

小島課長 玉川上水のここの部分が都市計画決定をされているという、これは事実でございますので、そういったことも含まれた上で、ここを含めて歴史環境保全地域としての指定をされているのですが、この玉川上水につきましては、ここの上水の管理指針というものを東京都がつくっております、その中で現況を尊重していきましょうという基本理念があるわけなのですが、ここに例えば道路をつくったり、あるいは何かほかの橋をつくるだとかいうような場合でも、そのこと自体が、この歴史環境保全地域の指定と即矛盾をするというような形にはなっていないということです。

具体的にはどういうことかといいますと、都市計画決定されていて、そこに仮に道路ができたとしても、この玉川上水としての位置づけというのは必ずしも失われるというようなものではない。保全の管理指針というものがございませぬので、それに従って構築物をつくるということは可能ですので、指定と都市計画決定がされているということが相反するものというふうにはなっていない。それも念頭に置いて、こういった形で指定がされているというふうにお考えいただいて結構だと思います。

磯部委員 その辺はいずれ大いに議論することになるだろうということですね。

小島課長 はい。

花房委員 都市計画局と建設局が計画を立てることなのですからけれども、お話し合いをしながら計画を立てていくという形になるのでしょうか。

石橋副参事 この制度は基本的には採用可能な採用可能というのは事業費の面とか、技術的にと、そういった諸々の条件の中で採用可能な案を実施主体がつくるという形になっております。基本的には都市計画局がつくるような形に

なると思うのですが、現在都市計画局の中で検討しておりまして、ある程度検討した中で、だんだんどういうものが複数の計画案になるかというのが明確になってくると思うんですが、この案については、あくまでも私どもとしては実施主体が、そういう採用可能な範囲というものを自分で判断をして、そういった幅の中でつくっていただくということになっておりますので、基本的には実施主体の責任でつくっていただければいいのではないかというふうに考えております。

花房委員 この総合環境アセスメント試行審査会としては、その複数の計画案が上がってきて、それを検討しながらということになるわけですね。今現在では、とりあえず、その概要を知っておいてという形になりますね。具体的なことは……。

石橋副参事 今後どういう形でこの審査会の中にご報告していくかということは私どもの中で考えなければいけない話なのですが、基本的には実施主体が複数の計画案をつくりまして、これは実施主体の責任でございますけれども、実施主体の責任でつくっていただいて、それについて予測評価をしていただいて、それを環境配慮書という形でまとめるわけでございますけれども、基本的には、ここの審査会の場には環境配慮書が上がってきた段階で正式にお諮りするような形になるというふうに考えております。

小島課長 環境を配慮する案というものが出てくる予定が、先ほどのプレス発表のときの資料にもございますけれども、一応平成 11 年度中に環境配慮書というものが提示をされる、こういう予定になっておりますけれども、その中に具体的な複数の案が示される。それをこちらの委員会の方に諮問をさせていただいて、その内容について審査をしていただくというようなスケジュールになっているということです。

柳委員 先ほどの磯部委員の質問に関連するのですが、平成 11 年 3 月に歴史環境保全地域に指定される。ここまで指定される経緯といたしますか、もちろん、ここは都市計画決定区域であって、当然そういうところが保全区域に指定されるということになると、幅員が 50 メートルで川幅が 18 メートルということになると、道路をつくるにしてもかなり制約を受けるということです。そういうことが前提で保全地域に指定をする。その指定をするに当たって、建設局なり、都市計画局とどのような調整なり議論がなされてきたのか。そういうことは全くなくて条例に基づいて指

定されているのか。その経緯がどうだったかということをご説明いただければありがたいと思います。

石橋副参事 その辺の経過については、また後日確認をした上でご説明をさせていただきたいというふうに考えているのですが、私どもが聞いておる話ですと、先ほどの話をまた繰り返すことになると思いますが、基本的には、今の都市計画が50メートルで決まっている。これは41年から決まっておりますので、そういう前提の中で歴史環境保全地域の指定をしたわけでございますけれども、基本的には道路計画と玉川上水というものが、ある意味では十分共存できるといような考え方で歴史環境保全地域の指定をしたいという話は私どもは聞いております。その辺の細かい経過については、また後日、この審査会等でご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

清水会長 それは先ほど磯部委員も指摘されたとおりですね。ほかにはいかがでしょうか。

亀山委員 今回、この放射5号線・三鷹3・2・2が総合アセスの試行対象にされたことについての考え方というのをちょっとお伺いしたいのですが、総合アセスはこれにもございますように採用可能な計画案といいますが、複数案を作成していろいろ検討するということなのですが、今回のように都市計画決定されていて、計画の幅がないといいますが、ほとんどふれがない話で総合アセスをするということは、実質条例アセスをやっている部分と同じようにも思うんです。新しい条例ですと、多分方法書の段階ぐらいに相当するようなものなのだろうと思うんですけれども、それをなぜ総合アセスという形のものにもってこられたのかという辺りの経緯を簡単にご説明いただけるとありがたいのですが。

長谷川部長 それでは、私の方からお答えします。

先ほど小島課長からお話ししましたように、総合アセスというのは二つの側面があって、一つはなるべく早い段階で、複数の計画案がつくれる段階でアセスメント手続をやりたいという話と、もう一つは今の事業アセスメントというのは複数の計画の複合累積的な予測評価がなかなか難しいのでという話で、私どももやる時は、広域開発計画と個別計画、両方を対象に考えております。先生からご指摘のあった今回の道路につきましては、基本的には都市計画変更も考えた上で、それも含みに入れて複数の計画案をつくるという格好になると考えております。先ほど先生がおっしゃった、国でいう方法書の中では、いわ

ゆるその事業計画が決定された経緯、代替案をどういうふうに検討したか、あるいは環境保全のための対策をどういうふうに検討したか、それを国でいう環境影響評価の準備書の中に書けとありますけれども、個別事業につきましては、基本的に複数案の環境保全対策の検討過程そのものを総合アセスメントという中で明らかにしてやっていきたいというふうに思っています。

いずれ個別事業について制度化された場合には、私ども条例の事業も同じような方法書みたいなお話もありますので、むしろ前段階で決定した経緯を書くのではなくて、決定する過程そのものを対象にしてもらったことによって、後の手続のやり方も含めて試行の結果を見て考えなければいけないと思えますけれども、基本的には方法書で述べているように結果論を述べるのではなくて、検討の過程そのものを述べたいというので、この事業が対象になったということ。場合によっては都市計画変更、複数の案の検討の結果、都市計画変更も頭に入れる可能性もあるのではないかとこのように思っています。

清水会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、特にほかにご発言がなければ、本件についてはこの程度にさせていただきますまして、次の報告事項に入りたいと思います。

それは「東京都総合環境アセスメント試行審査会の運営に関する細目の決定」についてということございまして、これについて事務局からご報告をお願いいたします。

小島課長 それでは、私の方からご報告させていただきます。

お手元の資料2というふうに右の上の方に書いてございます。「東京都総合環境アセスメント試行審査会の運営に関する細目」の件でございますけれども、これにつきましては前回の第3回の審査会でご検討いただいたものでございます。これにつきましては、内容的には「会議の公開」の第2のところでございますが、前回のご議論に従いまして、ここの下線の部分を加えております。ということかご説明させていた

だきますと、「審査会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ又は稀少生物の生育・生息に関する情報が明らかになることにより環境保全上の支障が生ずるおそれがある場合等には、会長が審査会に諮り、当該会議を非公開とすることができる」。ここの下線の部分を加えております。

前回につきましては、具体的な例といたしまして、「率直な意見の交換」、

ここの部分だけを書いていたわけですが、こういった例外的なものにつきましては、きちんと列挙をして明示をする方がふさわしいのではないかというご議論がございまして、それを生かしたものでございます。これにつきましては、東京都情報公開条例の非開示事項の部分と同じ形で、その部分を運用させていただいたというふうになってございます。

これにつきましては、日付が入っておりますけれども、11月8日に会長にご決定をいただいておりますので、ご報告という形で本日ご報告をさせていただきました。以上です。

清水会長 ありがとうございます。

ただいまありましたように、前回のときに文言が下線の部分が入らない形で、つまり短い形で、一番最後に「等」と今もありますけれども、「場合等」の「等」の含みがばかに大きいのではないかというようなご指摘があったのが問題の発端だったと思います。今おっしゃった東京都の情報公開条例、そちらの方だって、これだけの文言が並んで書いてあるということであって、そのときもそのことが議論に出たように思いますけれども、大体はほかの場合を含めて考えても、ここにあるようなものがひな型のような一定の表現のようにも思われますので、これであれば、この前のときにご議論になったご懸念もほぼ解消されるのではないかと思います。一応決定という形にさせていただきましたということですが、いかがでございましょうか。特に何かお気づきのことがございましたら、どうぞおっしゃってください。

(「結構です」の声あり)

清水会長 ありがとうございます。

それではそういうことで、今ご報告のとおりということにさせていただきます。

さてそこで、その次の「3その他」ということでございますが、何か事務局の方からお話がございましたらどうぞお願いします。

小島課長 それでは、私の方から簡単に今後のスケジュールをご案内をさせていただきたいと思っております。

先ほど来、話が出ておりますが、具体的な場所が決まったということで、あとは計画策定主体の方が環境配慮書を提出するという形になりまして、それを受けて審査会の方でご審議いただくと同時に、関係する区あるいは市のご意見

を聴くというのと同時に、住民の方々にもご意見を聴く。そういったものをまとめまして、これから審査会としては答申を出していただいて、そういったものを踏まえまして環境保全局長が

環境に関する意見を計画立案者の方に申し述べるというような形でスケジュールが進んでいくわけです。環境配慮書につきましては年度内ということで、3月になるのではないかとというふうに今考えております。環境配慮書が提出をされましてから関係地域等を決めて、その後にこちらの審査会の方に諮問をさせていただくというふうになりますので、また環境配慮書が提出された時点で、こういうものだということは簡単

にご案内をさせていただこうと思いますけれども、審査会につきましては、場合によったら具体的に諮問をするのは、5月ごろに多分なるのではないかと思います。5月ごろに審査会を開催させていただいて、諮問をさせていただいた後には、それぞれ専門的な分野でご審査をいただくということで、必要に応じて分科会等を設けて、また密度の高いご審査をいただくというふうになると思います。

分科会でご審査いただいたものを、また審査会に戻すというようなことをして、来年度の中頃までには審査会としての審議を重ねていただきますが、その間に都民の意見を聴く会であるとか、あるいは必要に応じて実施主体の意見を聴く会であるとか、こういったものが開催されることになると思います。こういったことにつきましては、具体的に配慮書が出された後に、その内容を見て皆さんにご相談をさせていただきながらスケジュールを固めていこうというふうに考えておりますが、年が明けて5月ごろからは、かなりの回数でこの審査会を開催させていただいて、皆さんのお力をいただかなければいけないだろうというふうに考えております。またスケジュールについては早目にご連絡をさせていただきたいと思いますが、現時点ではそういうことで、まだこのころですということしか申し上げられないのでご容赦いただきたいと思います。

スケジュールというふうに言えませんが、大体このようなことで。

清水会長 ありがとうございます。

ただいまのスケジュール的なものについてのご説明について何かご発言がございましたらどうぞ。

磯部委員 審査会としての結論が出るのが、来年の中頃ですか。

小島課長 はい。

磯部委員 5月から始めて結構忙しいですね。

小島課長 今までの計画ですと、12年度の後半から本格実施というスケジュールを組んでおりますので、当然その前に試行の内容をまとめ上げるというのがそのスケジュールでは必要なんですが、そのスケジュールどおりに私どもは進めたいというふうに考えておりますが、現実問題、検討の進行具合、あるいは関係する皆さん方も多くおりますので、それに向けて進めていくのですが、具体的にはこれからという話になろうと思います。ただ、このスケジュールでいくと、かなりの回数で頻繁にご検討いただかなきゃいけませんのでということです。

花房委員 私と雲野委員もそうなんですけれども、都民公募なのですが、12年度の後半から本格実施ということにかけてということで平成10年からさせていただいているんですけれども、そういうふうな形で1年間ぐらい経ってしまったんですけれども、そういった意味で任期の方が先にくるのか、それとも本格実施までは私たちはやらせていただけるのか、そこら辺はどのようにお考えかなと思っているんですけれども。

小島課長 それにつきましては、今回この試行のための審査会を置かせていただいておりますので、場合によってはこれがまとまるまで延長をお願いするようなことも検討させていただきたいと思っておりますけれども、これにつきましては、また内部の方で検討させていただきたいと思っております。

花房委員 個別計画はこれで決定してよかったんですけれども、広域計画に関してはまだ全然未決定のような感じなので、そのこともどのようにお考えかなというふうに思っているんですけれども。

長谷川部長 広域計画につきましては先ほどご説明しましたように、秋留台計画についての社会経済情勢を踏まえた見直し、これは都財政の関係で難航しております、かなり時間がかかるのかなと思っております。我々としては、なるべく早くやりたいということで今努めていますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

磯部委員 これは試行で最初の例ですから成功させたいものだと思うんですが、事業者の方もというか、実施主体各局の方もどうしたらいいのかな

かなか大変だろうと思うのです。環境配慮書作成以前というか、その途中段階でどういうものをつくれればスムーズに審査がいくだろうかというようなことは、事実上相当詳細な打ち合わせがあるのかなと思うんですけれども、第三者的な審査機関としては、そのものには立ち入らないで、出てきたものを第三者的にチェックすればいいんだというのが一つの筋でしょうが、明らかに我々がこういうことを要求したいんだということがもしあるのならば、事前にそういうことを情報として示しておくということも、試行段階ならばなおさら許されるのかなという気もしたりして、私、この間、手続的なフェアネスと実質的なスムーズネスと両方考えますと結構悩ましいなと思ったりしているのですけれども、実際事務局は相当ご相談をなさりながら進めていらっしゃるというふうに考えてよろしいですか。

長谷川部長 私の方でお答えしますが、手続の中で一番問題になるのは採用可能な範囲、要するに複数案というものも無限に広がるのではなくて、採用可能な範囲の中で複数案をつくるという形で、正直言いますと採用可能な範囲の考え方はどういうものかという話で相談は受けています。事業をやる側にしては、採用可能な範囲をなるべくある意味では限定したい部分もありますし、環境面から見れば少し幅もみたいし、その辺については恐らくこの前からご議論になった社会経済的な部分も含めて議論をしている最中で、ただ、具体的な案についてはまだはっきりご相談を受けていなくて、大まかな形の採用可能な範囲をどう考えるかということで議論はさせていただいています。この前からお話があった社会経済的な、その辺の課題があるので、いずれ配慮書の方で我々の意見を踏まえてまとめると思うので、今お話があった配慮書が出たら、即その中身についてはご説明したいというふうに思っております。

清水会長 環境配慮書というのは、さっきの話でできたものは一般都民に公表する、かつ説明する。それで意見を聴く機会もあるということですね。

小島課長 公示・縦覧という形と住民説明会というのと、あと審査会として直接の機会とすると都民の意見を聴く会という形で、これは委員の先生に直接都民の声をいただく場を設けたいと考えています。

清水会長 さて、それではいかがでしょうか。本日の議論はこのぐらいでよろしゅうございましょうか。

では、そのほかになければ、審査会はこれにて終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

